

(別紙 1)

## 趣旨説明

家庭裁判所では、審判を開いた上で裁判官が審判廷で訓戒をしたり、調査官が個別面接において助言等を実施し、二度と再非行をしないように教育的に働きかけている。しかし、少年自身の変化や社会情勢の変化をふまえて、訓戒や助言だけでなくボランティアなどの社会参加型の教育的措置や、被害者の視点を取り入れた講習を実施するようになった。

今回、大阪家庭裁判所が取り組んでいる教育的措置の中から、①保育所や老人施設等での簡易なボランティア活動、②コンビニエンスストアの店長を講師に招いた万引き被害を考える講習、③現在検討している公園での清掃奉仕活動を紹介する。

委員には、少年の再非行防止のためには、どのような教育的指導がよいのかなどの御意見を伺いたい。